

国自貨第31号
令和7年4月18日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

物流・自動車局長
(公印省略)

「一般貨物自動車運送事業者等が破産した場合における許可の取扱いについて」
の一部改正について

今般、「一般貨物自動車運送事業者等が破産した場合における許可の取扱いについて（平成15年2月14日付け国自貨第105号）」の一部を別添新旧対照表のとおり改正するので、事務処理上、遺漏なきよう取り計らわれない。

○一般貨物自動車運送事業者等が破産した場合における許可の取扱いについて

(平成15年2月14日付け国自貨第105号)

改 正	現 行
<p style="text-align: right;">国自貨第105号 制 定 平成15年2月14日 <u>一部改正 令和7年4月18日</u></p> <p>各地方運輸局長 沖縄総合事務局長 殿</p> <p style="text-align: right;"><u>物流・自動車</u>局長</p> <p>一般貨物自動車運送事業者等が破産した場合における許可の取扱いについて</p> <p>一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）が破産又は所在不明により、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業（以下「事業」という。）が長期にわたり休止状態にある場合における事業の許可の取扱いについて、下記のとおり定めたので、了知のうえ、平成15年4月1日以降、本取扱いにより事務処理上遺漏のないよう取り計らわれない。</p> <p>なお、「貨物自動車運送事業の所在不明事業者等の取扱いについて」（昭和52年11月14日付け自貨第133号）は、本年3月31日限りで廃止する。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	<p style="text-align: right;">国自貨第105号 制 定 平成15年2月14日</p> <p>各地方運輸局長 沖縄総合事務局長 殿</p> <p style="text-align: right;"><u>自動車交通</u>局長</p> <p>一般貨物自動車運送事業者等が破産した場合における許可の取扱いについて</p> <p>一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）が破産又は所在不明により、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業（以下「事業」という。）が長期にわたり休止状態にある場合における事業の許可の取扱いについて、下記のとおり定めたので、了知のうえ、平成15年4月1日以降、本取扱いにより事務処理上遺漏のないよう取り計らわれない。</p> <p>なお、「貨物自動車運送事業の所在不明事業者等の取扱いについて」（昭和52年11月14日付け自貨第133号）は、本年3月31日限りで廃止する。</p> <p style="text-align: center;">記</p>

1 (略)

2 所在不明の場合

事業者が所在不明により事業活動が長期にわたり行われていない疑いのある事業者については、必要に応じて法第60条第4項の規定による事業場等への立入検査等を行い、一定の期間事業を行っていないと認められるときは、法第33条第1号に該当するものとして、許可の取消しを行うことができる。

附 則 (令和7年4月18日付け国自貨第31号)

この通達は、令和7年5月1日から施行するものとする。

1 (略)

2 所在不明の場合

事業者が所在不明により事業活動が長期にわたり行われていない疑いのある事業者については、法第60条第4項の規定により事業場等への立入検査を行い、相当の期間事業を行っていないと認められるときは、法第33条第1号に該当するものとして、許可の取消しを行うことができる。